

市民団体のみなさんへ

ほじょきんせいど あんない 補助金制度のご案内

(公財) 仙台観光国際協会では、市民団体のみなさんの自主的な
「多文化共生」・「国際交流」・「国際協力」を推進する活動に
事業費の一部を補助します。ぜひご利用ください！

Q. 補助金はどのような事業に交付されますか

A. 一般の市民の方が対象となる研修会や交流会などの事業で、事業費内の補助対象金額が3万円以上50万円未満の事業です。

Q. 補助金の交付額はいくらですか

A. 事業経費の一部を助成します。補助金額は、補助対象金額の5分の4以内の額（交付4回目以降は、3分の2以内の額）とし、**上限金額は10万円**です。

Q. 個人で申し込むことはできますか

A. 個人で申し込むことはできません。仙台市内で活動する**非営利団体が対象**です。地域の仲間や、学生サークルなどの団体で申込みできます。

Q. 補助金はいつ交付されますか

A. 事業終了後、実績報告書を提出してからが原則ですが、一部概算払いでの交付もできますので、詳しくはお問い合わせください。

2026年度の募集期間

※土日祝日は除く

第1期 2月1日～末日（4月～翌年3月までの事業）

第2期 5月1日～末日（7月～翌年3月までの事業）

第3期 8月1日～末日（10月～翌年3月までの事業）

第4期 11月1日～末日（翌年1月～3月までの事業）

申請書の書き方や
広報のお手伝いも
します。まずは、
お気軽にご相談
ください。

申請書は(公財)仙台観光国際協会 国際化事業部のHPからダウンロードできます。

<https://int.sentia-sendai.jp/j/activity/subsidy.html> また、仙台多文化共生センターでも配布しています。

問合・申込 (公財) 仙台観光国際協会 (SenTIA) 国際化事業部 (受付時間: 平日午前9時～午後5時半)

〒980-0811 仙台市青葉区一番町3丁目3-20 6階

TEL: 022-268-6260 / FAX: 022-268-6252 / E-mail: kokusaika@sentia-sendai.jp

1 申込者の資格

次の要件を全て満たす市民団体が対象となります。

- (1) 主たる活動の場が仙台市内であること
- (2) 団体構成員の過半数が仙台市に在住、又は仙台市内に通勤、通学していること
- (3) 目的、組織、代表者など団体の運営に必要な事項について定めがあること
- (4) 暴力団等との関係を有していない団体であり、政治活動や宗教活動又は営利を目的としない団体であること
- (5) 今年度、公益財団法人仙台観光国際協会から補助金を受けていないこと
- (6) 今年度、仙台市及び仙台市の関係諸団体から助成を受けていないこと

2 補助の対象となる事業

申請団体が、多文化共生、国際交流、国際協力を目的として仙台市内又は国外において企画・実施する事業が対象。同一年度での補助金の交付は、1 団体 1 事業までです。

○新規事業及び先導的な事業に対して、優先的に交付します。

○同一団体が行う同一事業に対する補助金の交付は 5 回までとなります。

3 補助の対象とならない事業

前記に該当する事業であっても、次のような場合は対象となりません。

- (1) 申請団体がおこなう個々の事業を一括した事業
- (2) 実施の成果が特定の者のみに寄与すると認められる事業
- (3) 飲食を主な内容とする事業
- (4) 芸術の公演またはスポーツの試合を主たる目的として行う事業
- (5) 学術調査・研究を主たる目的として行う事業
- (6) 観光や視察を中心とした内容の事業
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とする事業
- (8) 営利を目的とする事業
- (9) 事業費内の補助対象金額が 3 万円未満又は 50 万円を超える事業
- (10) 寄付金集めを目的とする事業
- (11) その他補助対象とするには不相当と認められる事業

4 補助の対象経費

補助金の対象となる経費は、補助対象事業の全体経費のうち、次の経費です。
ただし、事業を実施する上で必要最小限のものとします。（詳細は 4、5 ページ参照）

- (1) 事業の実施に要する、材料・消耗品費、備品借用料、水道光熱費、宿泊費、運搬費
- (2) 事業の開催場所に要する、施設使用料、附帯設備使用料及び造作・装飾物費用
- (3) 事務経費として、広報費、事務用品費及び通信費
- (4) *講師等の費用として、交通費、謝礼金及び宿泊費
- (5) 申請団体構成員以外で事業を手伝う人の交通費一部（事業当日に限る）
- (6) 海外への派遣事業での、目的地での交通費及び移動に必要なバス借上げ費、
交歓会及びそれに準ずる飲食会経費
- (7) 海外からの受入事業での、仙台市内の交通費及び移動に必要なバス借上げ費、
交歓会及びそれに準ずる飲食会経費（但し、仙台市外でおこなう事業にかかる全ての経費
を除く）

*講師等にはアルバイト、事業の主目的実現に直接関係しない人（司会者、カメラマン等）は含みません。

○補助対象とならないものの主な例

- (1) 申請団体の運営にかかる経常経費、申請団体内部にかかる経費（人件費、交通費等）
- (2) 観光経費（添乗員経費、交通費、宿泊費等含む）
- (3) 備品、記念品、土産購入費、支援物資購入費、支援金、寄付金
- (4) 事業の実施に伴う保険料（物品に対する損害保険、ボランティア保険など）

5 補助金交付額の算定方法

- (1) 事業を実施するなかで収入が見込める場合には、
（総事業費－収入見込み額）と（補助対象となる経費の合計額）
を比較し、小さいほうを補助対象金額とします。
●事業の収入とは、各種参加費や物品販売等による売上収入を指します
- (2) 補助金額は、補助対象金額の 5 分の 4 以内の額（交付 4 回目以降は、3 分の 2 以内の額）
とし、上限金額を 10 万円とします。（千円未満切り捨て）

6 補助対象経費の範囲

補助対象事業のなかで、主として補助対象経費となるものは下記のとおりです。

費目	補助の範囲等
施設 使用料	(1) 事業に直接使用する施設の使用料で準備及び撤去での使用料も対象 (2) 事業を実施する上で必要と認められる事前研修や事後研修等の施設の使用料
附帯設備 使用料	(1) 事業に直接使用する施設の設備・機材の使用料 (2) 事業を実施する上で必要と認められる事前研修や事後研修等の施設の設備・機材使用料
材料費・ 消耗品費	(1) 事務用品費 (2) 事業で直接使用するもの (例) 華道交流の生花代、折り紙交流の折り紙代 ●備品の購入費は対象外
造作・ 装飾物費用	事業に直接使用する施設の設営費 (例) 吊り看板代、立て看板代
交通費	(1) 海外への派遣事業 事業の実施目的地で、事業のための公共交通機関交通費及び目的地内で団体の移動に必要なバス借上げ費 ●複数の目的地間の移動費は、補助対象外 (対象外例) アメリカ合衆国のリバサイド市とダラス市で市民交流事業を実施する場合の、両市間の移動費 (2) 海外からの受入れ事業 仙台市内で、事業のための公共交通機関交通費及び市内で団体の移動に必要なバス借上げ費 (3) 当日手伝い 申請団体構成員以外の手伝いに対し、事業当日に限り交通費一部対象 上限額 1人当たり1日1,000円
*講師等の 交通費	バス、鉄道及び航空機の普通座席運賃の合理的な国内移動費相当額 ○渡航経費(渡航に付随する経費・空港や港から目的地までの移動費を含む)は対象外

費目	補助の範囲等											
広報費	(1) チラシ、ポスター及びパンフレット等の広報関係印刷費 (2) 研修資料やプログラム等の事業実施資料の印刷費 (3) 報告書印刷費 ●報告書印刷費は、広く市民へ報告することを目的に作成するものを対象とし、会員や事業への参加者及び事業の関係者のみを対象に配付するものは対象外											
飲食費	海外派遣事業、海外受入事業のみ対象。交歓会及びそれに準ずる飲食会経費を1回限り補助の対象とし、その補助対象の上限額は次のとおり <table border="1" data-bbox="379 817 1337 1205"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>参加人数の補助上限</th> <th>補助単価上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外派遣事業</td> <td>現地人数（派遣人数と同数）以内</td> <td rowspan="2">昼食会 1,500円 夕食会 3,000円</td> </tr> <tr> <td>海外受入事業</td> <td>受入れ外国人数 以内</td> </tr> <tr> <td>その他の事業</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	参加人数の補助上限	補助単価上限	海外派遣事業	現地人数（派遣人数と同数）以内	昼食会 1,500円 夕食会 3,000円	海外受入事業	受入れ外国人数 以内	その他の事業	対象外	
事業区分	参加人数の補助上限	補助単価上限										
海外派遣事業	現地人数（派遣人数と同数）以内	昼食会 1,500円 夕食会 3,000円										
海外受入事業	受入れ外国人数 以内											
その他の事業	対象外											
通信・運搬費	(1) 通信費 事業の実施に要する広報や連絡調整及び報告に要する通信費 (例) 切手代、葉書代 (2) 運搬費 事業を実施する上で必要と認められる、資材等の輸送に要する費用 (例) 鉄道・海上・航空・トラック輸送費、梱包費											
謝礼金	*講師等への謝礼金 上限額 1人当たり1日30,000円											
宿泊費	(1) *講師等のホテル宿泊費 上限額 1人当たり1泊10,000円 (2) 参加者等のホームステイ費用 上限額 1人当たり1泊3,000円											

*講師等にはアルバイト、事業の主目的実現に直接関係しない人（司会者、カメラマン等）は含みません。

7 補助金ご利用の際の注意点

□チェック欄

補助金の申請、事業実施前、報告には次のことにご注意ください。

申請時

○申請の際にはお時間をいただき、申請内容についてお話をうかがいます。また、申請受付後に追加資料の提出依頼、内容確認のためにご連絡する場合がありますので、ご了承ください。
申請には、下記のことを全てご用意ください。(申請書一式は当協会のHPよりダウンロード可)

□補助金交付申請書(押印)

□事業収支予算書

- 予算として考えられるものは全て計上してください。予算書に記載されていない支出があった場合、それが補助対象経費の範囲内であっても、補助対象とならない場合があります。

□事業計画書

- 事業の内容や目的がわかるように、具体的に記入してください。

□申請団体の概要

- 会員名簿と、□団体規約を添付してください。

事業実施前

○補助決定後、事業内容に変更があった場合、又は事業中止の場合には速やかに(公財)仙台観光国際協会までご連絡のうえ、下記の書類を提出してください。また、事業実施前に下記の届け出がなかった場合、事業の一部または事業全体が補助対象とならない場合があります。

- 事業変更の場合 □事業変更申請書 □事業計画書 □事業収支予算書
- 事業中止の場合 □事業中止申請書

○当協会の補助を受けて実施する事業については、看板や広報物(チラシ、パンフレット、当日資料等)に、当協会から補助を受けた旨を表記してください。

- 表記例 『公益財団法人仙台観光国際協会 補助事業』
英語表記 『Subsidized by Sendai Tourism, Convention and International Association Subsidy』
- 当協会のHPやメールマガジンなどに掲載し、広報のお手伝いもいたします。

○事業に関する支出をした際には、必ずお支払い先から領収書をお受け取りください。
宛名(団体名)、但し書きが明記してあることをご確認ください。(上様、お品代等は不可)

- 補助対象経費の領収書は内訳がわかるものを添付してください。(明細書、レシート等)
内訳がないものは補助対象になりません。(但し、合理性があれば自作の内訳書でも可)

○補助金の交付は、原則 事業実施後です。概算払いをご希望の場合はご相談ください。

報告時

○事業終了後 1 カ月以内に下記のことを揃えて、事業報告してください。
(報告書一式は申請の際に直接お渡しいたします。)

□実績報告書(押印)

□事業収支決算書

●費目名は事業収支予算書とできるだけ同じ表記にしてください。

□事業結果報告書

□事業レポート

□事業に関する領収書全て(コピー可)

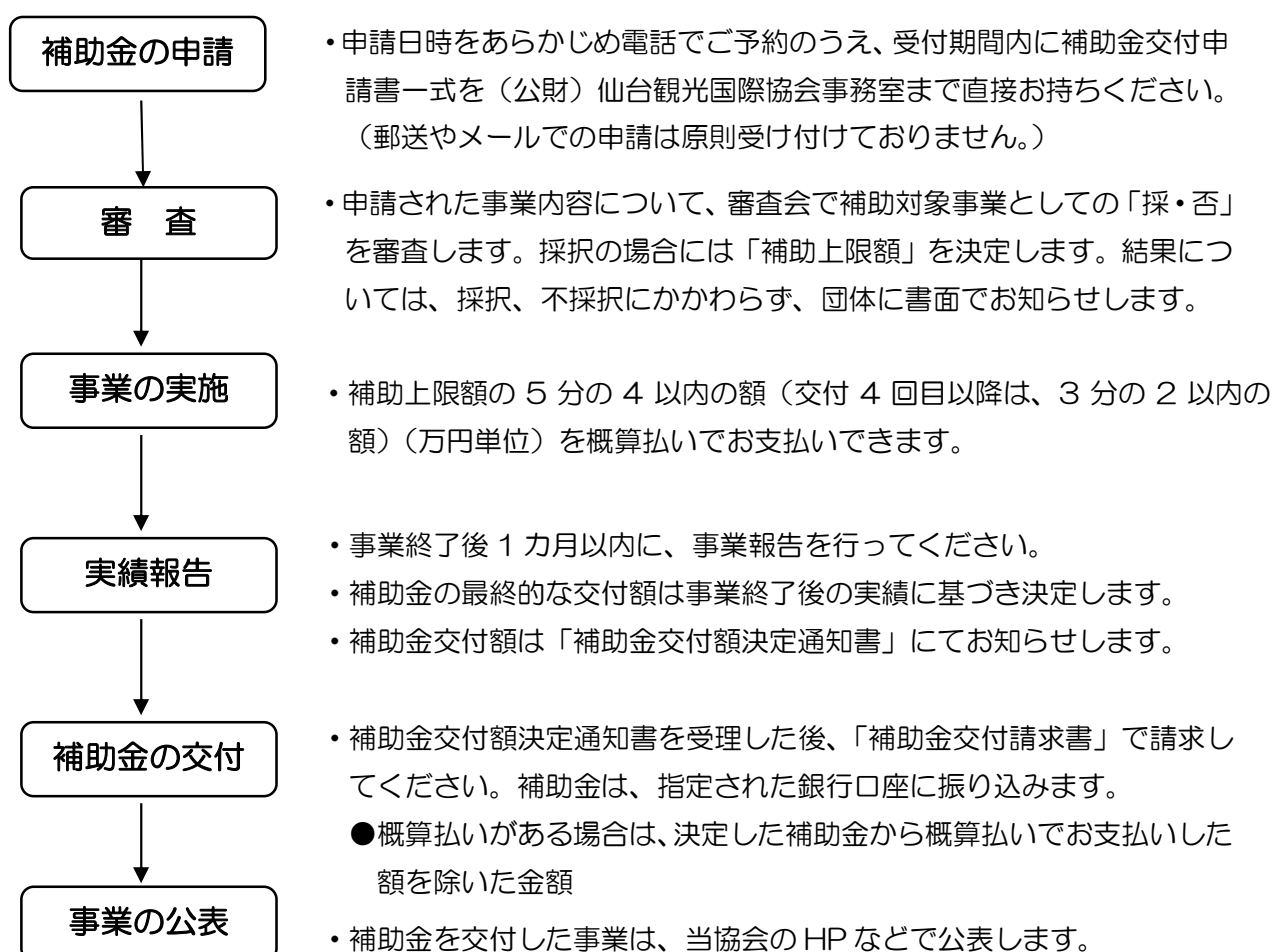
●詳細は 6 ページをご覧ください。

□事業の様子がわかる写真 3 枚程度

□事業のチラシ、パンフレット、当日資料等

8 助成手続きの流れ

補助金の申請手続きの流れは次のとおりです。



2024年度（2024年4月から2025年3月まで）に実施された補助金交付事業

事業名	主催者	事業内容
フレンドシップフォース グレーター仙台	楽遊ネットワーク 宮城	アメリカカリフォルニア州サンフランシスコからの市民のホームステイ受入れ、文化体験・市民交流の場の提供。
異文化体験教室	仙台国際交流クラブ	宮城の伝統工芸を外国出身の方に体験してもらう異文化体験教室を通年で開催。
モデナ・仙台交流会	仙台日伊協会	イタリア・モデナ市にて、日本文化や仙台の歴史を紹介し、将来的なモデナ市民仙台招へいについてを協議する市民交流会を開催。
インドネシア文化祭り	在日インドネシア留 学生協会宮城県支部	仙台市民にインドネシア文化を広く紹介するため、舞踊・音楽・伝統衣装・ゲームなどを体験できるイベントを開催。
リトル台湾 in 東北～台湾 絵本の楽しいお話し～	MeetTaiwan 台湾 華語・文化教室	台湾文化への理解を深め、異文化に寛容な地域づくりを促進するため、台湾の絵本を用いた文化交流イベントを開催。
第57回地球の子ども通信 国際交流事業	地球の子ども通信	ホームステイ事業に伴い、伝統舞踊や音楽、日本の箏やすずめ踊り体験を通じて交流を深めるウェルカム文化交流会を開催。
第32回日中友好七夕 ゆかた着付体験会	宮城県日中友好協会 女性委員会	中国人留学生、在留中国人を中心として、ゆかたの着付体験・七夕の紹介、仙台七夕の見学を実施。
祝国慶 75 周年迎中秋 2024 中秋名月祭・宮城華 僑華人連合会成立 10 周年	宮城華僑華人連合会	中国の伝統行事・中秋節の文化や歴史を紹介し、民族舞踊を楽しみながら、在住中国人と仙台市民の交流を促進。
モンゴル人絵本作家による ワークショップ	白い馬の会	モンゴル出身の絵本作家を招き、原画展示と絵本制作を通じた交流についての講演を実施。
仙台魯迅セミナー2024	仙台魯迅研究会	魯迅の師 藤野巖九郎研究に詳しい大学教員を招き、対面のセミナーを開催。日中の相互理解と友好促進の機会を創出。
国際交流特別講演	工藤手話企画	フィンランドからろう講師を招き、講演を通じてフィンランド文化やフィンランド手話、国際手話を紹介。
中村哲医師 5 周年 追悼講演会	中村哲先生（ペシャ ワール会）に学ぶ会	アフガニスタンで活動した橋本泰範氏と中村哲医師研究者を招いて講演会を開催。
親子で作る愛玉子（オーギ ョーチ）ゼリーワークショ ップ	日台友情のかけはし の会	台湾文化への理解促進のため、台湾の植物「愛玉子」を使ったゼリー作りを親子で体験できるワークショップを開催。
外国語で遊ぼう！外国語で 学ぼう！外国文化に触れよ う！	国際協働コミュニテ ィ in 宮城	国際交流・多文化共生の促進を目的としたオンライン講座、クリスマス会、新年会、伝統工芸品の展示会、春節の伝統衣装撮影会など多彩なプログラムを実施。

【お問合せ・お申込み】

（公財）仙台観光国際協会（SenTIA）国際化事業部
〒980-0811 仙台市青葉区一番町 3-3-20 6階
TEL：022-268-6260 FAX：022-268-6252

E-mail：kokusaika@sentia-sendai.jp

URL：https://int.sentia-sendai.jp/j/

